

江田島市議会議員報酬の検討について

1 趣旨

江田島市議会改革推進特別委員会は、平成 26 年 2 月から据え置いている議員報酬について、昨今の議会改革や求められる議員活動に応じたあるべき議員報酬を調査するため、社会情勢や県内市の状況等のほか、本市の現状や将来予測から調査し議論しています。

2 議員報酬とは

議員報酬について、地方自治法第 203 条に基づき支給が義務付けられており、その額や支給方法は条例で定められていますが、法令上の具体的な基準はありません。議員報酬は「非常勤の職員」の報酬とは異なり、期末手当の支給が可能です。通常非常勤の職員の報酬は、原則的にその勤務日数に応じて支給することとされていますが、議員報酬は月額報酬も可能です。一般的に生活給とされがちですが、役務（サービス）の対価として支給されています。

3 本市における議員報酬の経過

本市の議員報酬は、特別職報酬等審議会において、直近では次のとおり審議され条例が改正されています。

特別職報酬等審議会とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じて議員の議員報酬額に関する事項等を審議するため、設置する市長の附属機関です。市長は、議員報酬に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ当該審議会の意見を聴くものとされています。

議員報酬月額推移

(単位：円)

	H16 年 11 月	H17 年 11 月	H26 年 2 月
議長	258,000	339,000	410,000
副議長	214,000	298,000	355,000
議員	196,000	270,000	325,000
【参考】 当時の議員定数	53 人	26 人	18 人

4 議員報酬に対する考え方

江田島市議会基本条例第 20 条に、「議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、社会経済情勢、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。」とあります。これらの視点を基に議員報酬の考え方について議論を行いました。

(1) 行財政改革の視点

財政の健全化を図るためには、効率的な自治体運営が求められます。議員報酬を考える上で、これが過剰である場合、見直すことが必要ですが、その反面、報酬が低すぎると優秀な人材の確保が難しくなるため、そのバランスを考慮する必要があります。

(2) 社会経済情勢

社会経済情勢も議員報酬に影響を与える要因であると考えます。経済が低迷している時期は、議員報酬の見直しが強く求められることが多い反面、経済が好調であれば、報酬の引き上げも検

討されることがあります。また、近年の急速な物価高や賃金上昇に対する対応も、報酬の適正化を考えるうえで間接的に影響を与えるものと考えます。

(3) 市政の現状と課題

本市の現状を踏まえると、議員報酬の適正化は今後の市政運営を考える上で重要です。急速な少子高齢化による人口減少が進む中で、地域によっては自らの代表を選出できないことも考えられます。これらの課題に対応するためには、丁寧に市民の声を聴き、市政に反映していくことができる強い意志を持った議員が、十分に活動できるだけに見合う報酬が必要であると考えます。

(4) 将来の予測と展望

少子高齢化に伴う過疎化の進展は、自治体によっては、いわゆる議員のなり手不足が問題となっています。議会は合議制による住民代表機関として、地域の民主的な合意形成だけでなく、民意を集約して団体の意思を決定するという重要な役割があります。議員のなり手不足により、自らの代表を選出できない状況は、住民自治の根幹に関わる深刻な問題を引き起こすことが考えられます。

5 特別委員会での意見

市民の付託を受けた市議会議員が、その活動を行う上での対価としての報酬が適切であるかどうか議論を行いました。

(1) 増やすべきという意見

現在の議員報酬は、平成26年に改定されて以降見直しは行われておらず、約10年間据え置きとなっています。こうした中、近年の物価上昇等による賃上げ機運は、広く世間でも大きな話題として取り上げられています。これからの江田島市を背負う若い世代が、退職金や年金制度もない市議会議員に挑戦するうえで、家族を養うだけの経済的な安心感が必要です。

市全体の福祉向上に向けて、議員活動に専念できる環境を整えるためにも、議員報酬を増やすべきとの意見がありました。

(2) 現状維持という意見

本市の議員報酬は、人口規模や産業構成が同様な類似団体の中では、平均を上回るものの、県内市の中では、既に最低水準に位置しています。昨今の物価高や賃金上昇の傾向を考えると、報酬を据え置くことは、実質的にはマイナスとなることから、現状の水準を維持するべきであるという意見がありました。

(3) 減らすべきという意見

地域の課題に取り組み、市民の代表としての責任感と福祉の向上に向けて自信を持って議員活動を行うためにも、報酬を減らすべきとの意見はありませんでした。

(4) 正副委員長報酬について

現在、江田島市議会では、2つの常任委員会（総務文教常任委員会・産業厚生常任委員会）と2つの特別委員会（広報特別委員会・議会改革推進特別委員会）及び議会運営委員会があります。それぞれ正副委員長が会務を仕切り、委員会の意見を取りまとめています。本市議会では、令和6年に本会議主義から委員会主義に移行し、また各委員会で独自に市政調査を行うなど、活動が活発化してきています。

そうした中で、正副委員長は、増加する委員会の運営や委員会報告書の作成など、一般委員と比べてその業務量が増大してきています。このことから、一般議員と報酬に一定の差をつけてはどうかとの意見があった一方で、性急な正副委員長に対しての報酬加算は、慎重であるべきとの意見がありました。

6 特別委員会の中間まとめ

議員報酬については、4つの考え方を基に協議し、いくつかの項目で確認してきました。

- (1) 行財政改革（議員定数も踏まえて、市財政や人材確保の観点も必要）
- (2) 社会経済情勢（現在の物価高騰や賃金上昇の観点も必要）
- (3) 市政の現状と課題（点在する地域の代表となることや、増大する市政課題に対応する仕事量の観点も必要）
- (4) 将来の予測と展望（人口減や少子高齢化に伴う議員のなり手不足の観点も必要）

■江田島市の議員月額報酬（現在）

議長	副議長	議員
410,000円	355,000円	325,000円

- ・報酬の支給義務（地方自治法）があり、条例による期末手当（ボーナス）の支給があります。
- ・一般的な労働者の賃金とは異なり、住居手当や扶養手当のほか、退職金も支給されません。
- ・議員年金制度は、平成23年6月に廃止されています。

■報酬案

増やすべきという案

- ・議員報酬は平成26年から見直しがされておらず、10年間据え置きとなっています。現在の物価高騰等の社会経済状況も考慮すべきです。
- ・議会活動が活発化しており、若い世代が家族を養いながら安心して議員活動に専念することや、なり手不足の解消のため立候補できる環境を整えることが必要です。
- ・議員には扶養手当や住居手当のほか、退職金制度もなく、当選しなかった場合の経済的保証は何もありません。
- ・現在の江田島市の議員報酬は、広島県内の市では、最低水準です。
- ・委員長の役割の重要性から委員長報酬は考慮すべきです。

現状維持という案

- ・現在の江田島市の議員報酬は、広島県内の市では既に最低水準ですが、人口規模や産業構成が同様な全国の自治体の中では、平均を上回っています。
- ・近年の物価上昇や賃金上昇の傾向を考えると、報酬の据え置きは実質的にはマイナスとなります。
- ・現在の江田島市の財政状況等を勘案すると現状維持が望ましいと考えます。

減らすべきという案

- ・議論の中では減らすべきとの意見はありませんでした。
- ・市民の代表としての責任感と福祉の向上に向けて、安心して議員活動をするためには、議員報酬は減らすべきではないと考えます。

参考資料

【表 1】 広島県内市の議員報酬の状況

市名	人口 (人)	議員 定数 (人)	議長	副議長	常任 委員長	常任 副委員長	特別 委員長	特別 副委員長	議会運営 委員長	議会運営 副委員長	議員
広島市	1,178,773	54	1,060,000	930,000							860,000
尾道市	128,299	28	520,000	480,000							450,000
呉市	205,747	32	660,000	600,000	560,000	555,000	560,000	555,000	560,000	555,000	550,000
福山市	458,192	38	765,000	685,000							635,000
三原市	88,111	25	530,000	475,000							428,000
三次市	48,754	24	454,000	407,000	387,000	376,000			387,000	376,000	371,000
府中市	35,849	19	477,000	433,000							400,000
庄原市	31,989	20	410,000	355,000	335,000	330,000					325,000
大竹市	25,733	16	473,000	422,000	385,000	375,000			385,000	375,000	370,000
竹原市	23,060	14	440,000	395,000	367,000	360,000	367,000	360,000	367,000	360,000	355,000
東広島市	190,516	30	560,000	507,000							460,000
廿日市市	115,998	28	520,000	480,000							440,000
安芸高田市	26,603	16	410,000	355,000							325,000
江田島市	20,996	16	410,000	355,000							325,000
平均	184,187	25.7	549,214	491,357	406,800	399,200	463,500	457,500	424,750	416,500	449,571

【表2】全国の類似市（人口1万5千人から2万5千人の31市）の議員報酬の状況

都道府県名	市名	人口(人)	議員定数(人)	議長	副議長	常任委員長	常任副委員長	特別委員長	特別副委員長	議会運営委員長	議会運営副委員長	議員
北海道	美幌市	18,976	14	409,000	351,000							323,000
北海道	士別市	16,869	15	361,000	317,000							295,000
北海道	紋別市	20,256	16	440,000	400,000							360,000
北海道	根室市	23,006	16	405,000	340,000							315,000
北海道	深川市	18,761	14	400,000	350,000							325,000
北海道	富良野市	19,940	16	382,000	337,000							310,000
岩手県	陸前高田市	17,644	16	380,000	330,000							300,000
岩手県	二戸市	24,865	18	380,000	318,000							301,000
秋田県	男鹿市	24,021	16	402,000	360,000							344,000
秋田県	仙北市	23,441	16	375,000	328,000							312,000
石川県	輪島市	23,118	15	489,000	412,000							391,000
長野県	飯山市	19,215	16	342,000	287,000							264,000
三重県	鳥羽市	16,838	13	443,000	375,000							335,000
和歌山県	御坊市	21,540	14	460,000	410,000							390,000
広島県	江田島市	20,996	16	410,000	355,000							325,000
山口県	美祢市	21,478	16	400,000	340,000	315,000	305,000	315,000	305,000	315,000	305,000	300,000
高知県	宿毛市	18,869	14	405,000	340,000	325,000				325,000		315,000
高知県	安芸市	15,900	14	385,000	335,000	325,000				325,000		315,000
高知県	須崎市	19,829	14	375,000	320,000	310,000		310,000		310,000		300,000
高知県	香美市	25,000	18	390,000	330,000	310,000				310,000		285,000
佐賀県	多久市	17,483	15	441,000	371,000							345,000
長崎県	松浦市	20,983	16	413,000	340,000							322,000
長崎県	壱岐市	24,357	16	380,000	330,000	315,000				315,000		300,000
熊本県	上天草市	24,285	16	363,000	333,000	322,000				322,000		314,000
熊本県	阿蘇市	24,526	18	405,500	348,000							323,000
大分県	竹田市	19,380	16	402,000	362,000							340,000
宮崎県	串間市	16,516	13	365,000	322,000							310,000
宮崎県	えびの市	17,522	14	357,000	315,000							304,000
鹿児島県	枕崎市	19,235	12	370,000	292,000	281,000				281,000		275,000
鹿児島県	阿久根市	18,538	14	409,000	326,000	310,000		310,000		310,000		303,000
鹿児島県	伊佐市	23,333	16	368,000	283,000	271,000				271,000		266,000
平均		20,539	15.3	396,984	340,548	308,400	305,000	311,667	305,000	308,400	305,000	316,355

※令和5年12月31日時点（全国市議会議員定数・報酬に関する調査結果）より抜粋

根拠法令

○地方自治法

〔議員報酬、費用弁償及び期末手当〕

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 議長 月額 410,000円

(2) 副議長 月額 355,000円

(3) 議員 月額 325,000円

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、就職の当月分から退職し、失職し、又は死亡した当月分までを支給する。ただし、月の中で新たに就職し、若しくは退職し、失職し、又は死亡したとき及び議長又は副議長に月の中で異動があったときは、その当月分の議員報酬は、日割計算により支給する。

2 議員報酬は、毎月末日までにその月分を支給する。ただし、退職し、失職し、又は死亡したときは、その都度支給する。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が公務のため、本市の区域外に旅行したときは、その旅行について、費用弁償として江田島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年江田島市条例第36号)に定める旅費を支給する。

2 議員が招集に応じ、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び江田島市議会会議規則(平成16年江田島市議会規則第1号)第159条第1項及び第2項の規定により設けられた協議又は調整を行うための場に出席したときは、1日当たり1往復の運賃を限度として、費用弁償を支給する。

3 前項の費用弁償の額は、議員の住居と参集場所との間を最も経済的かつ合理的経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり38円を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を限度とする。ただし、往復距離が1キロメートル未満である場合は、支給しない。

(期末手当)

第5条 議長、副議長及び議員には、一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、江田島市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年江田島市条例第39号)第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の225」とし、同条第5項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。